

# 労務 ROAD

## 令和5年度 被扶養者資格再確認について(協会けんぽ)

協会けんぽでは、被扶養者資格の再確認が毎年実施されており、令和5年度も実施されることになりました。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 再確認の対象となる被扶養者

令和5年4月1日において、18歳以上である被扶養者の方。  
ただし、令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。

### 2. 被扶養者資格再確認の実施の流れ

協会けんぽから事業所へ「被扶養者状況リスト」を順次送付  
(令和5年10月下旬～11月上旬)



- ①対象の被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかを確認し、「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入する。
  - ②確認の結果、扶養から外れる被扶養者の方については、同封の「被扶養者調書兼異動届」を記入し、扶養解除となる方の被保険者証を回収する。
- 上記①②を同封の返信用封筒にて提出する。

#### 《確認書類の提出について》

被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、「被扶養者状況リスト」に同封されている「被扶養者現況申立書」を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類を併せて提出する。

#### □被保険者と別居している被扶養者

- ・・・仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (※1)

#### □海外に在住している被扶養者

- ・・・海外特例要件 (※2) に該当していることが確認できる書類

(※1) 学生の場合、添付を省略できます。

(※2) 海外特例要件についてはこちらをご確認下さい。→



**提出期限：令和5年12月8日(金) 【返信用封筒にて協会けんぽへ送付】**

### 3. その他

- 健康保険の被扶養者の範囲や収入などの要件はこちらをご確認下さい。→
- 医療職が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は、特例により被扶養者資格再確認時の収入には算定しません。
- 昨年度の被扶養者資格の再確認の結果では、被扶養者から削除となった人が約7.8万人(令和5年3月31日現在)、被扶養者の削除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額が9億円程度と報告されており、重要な取り組みになっています。



【全国健康保険協会より】

VOL.873  
(2310-2)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：平原・浜井・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

7月に入社しました藤井です！新しい環境の中で日々、よい出会いや出来事があり、とても充実した毎日を送っています。早く仕事を覚えて、皆様の一助となれるように頑張っていきます！

好きなことは筋力トレーニングから始まり、フィジーク（上半身の格好良さを競う競技）に出場することです。どうぞよろしく  
お願いいたします！

(藤井)



## 10月労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の時給決定の反映(翌月徴収の場合)
- ・7～9月分の労働者死傷病報告の提出(休業4日未満の労災等)
- ・年末調整の準備